

お客様各位

平成27年5月1日

清々しい五月晴れが快い季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～結婚・子育て資金一括贈与
3. 労働法規制～政府の働き方改革の3本柱
4. 今月のコラム～マイナンバー対策について その2

1. 今月の事務

今月は地方税の納付が発生します。

固定資産税の第1期分の納付期限が4月から5月末の間に設定されており、今年は3年毎に評価額を見直す年に当たりますので、前年とは金額が変更されることに注意して下さい。

次に、自動車税・軽自動車税が4月1日現在の車の所有者に対して課され、都道府県または市区町村から送られてくる納税通知書に従って、5月末の納付期限までに納付して下さい。

そして、協会けんぽの保険料率が改定され、5月納付分から適用されます。兵庫県の健康保険料率は10.04%と前年度比0.04%増加しますが、介護保険料は介護報酬の削減に合わせて1.58%と前年度比で0.14%の引き下げとなります。従業員の給与計算は5月分から変更することに注意して下さい。

2. 税制解説～結婚・子育て資金一括贈与

今回の改正で成立した「結婚・子育て資金特例」とは、今年4月1日から平成31年3月31日までの間に、直系尊属である祖父母や両親が20歳以上50歳未満の子や孫名義の金融機関口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合に、贈与を受けた子・孫毎に1,000万円（うち結婚関係は300万円）を非課税とするものです。

贈与後は、支出に係る領収書を金融機関に提出することが義務付けられており、いわば金融機関のチェックがあり、仮に対象と認められない場合には非課税とされず、後日贈与税が掛ります。

実は、扶養義務のある親族が結婚・子育て資金をその都度負担した場合には贈与税は掛からないのですが、この制度は資金を一括で（余分に）出すことで、若年世代の無駄遣いを誘発しかねないとも考えられます。

3. 労働法規制～政府の働き方改革の3本柱

政府が今国会に提出した働き方改革3本柱の概要と中小企業への影響についてまとめました。

まず、フレックスタイム制ですが、現状1か月単位で労働時間を清算しているものを3か月単位に拡大する方針で、それにより労働時間の設定がより柔軟にでき、いわば帳尻を合わせる期間が増えるので残業代を減らす効果が大きくなります。また、育児や介護などで日によって労働時間を変更したい従業員にも使い勝手が良くなります。

次に、ホワイカラーエグゼンプション（脱時間給制）ですが、労働時間ではなく成果で給料を支払う

もので、職種が限定される上、年収が 1,075 万円以上という厳しい要件があり、普及には時間が掛りそうです。

最後に、裁量労働制ですが、一定の専門知識を持つ法人向け提案営業職にも適用が拡大され、この場合の営業職はあくまで IT や金融などの専門職種が対象としており、ルートセールスは含まれません。中小企業では、就業規則を整備して対象者を増やすことが可能です。

なお、時間外及び深夜手当が全く発生しないのはホワイカラーエグゼンプションだけであることに留意して下さい。

4. 今月のコラム～マイナンバー対策について その2

来年1月1日からマイナンバー制度が開始されますが、事業者が事前に準備しておくべきことを業務の順序に従って簡単にまとめました。

①「対応業務の洗い出し」

マイナンバーが必要となる給与所得や顧問報酬などの源泉徴収業務の他に、社会保険や雇用保険業務も対象です。ここで注意頂きたいのは、給料として支払うもの全員が対象となり、短期のアルバイトにもされることです。更に、社会保険の対象従業員については、扶養家族のマイナンバーも必要になります。なお、社会保険は1年遅れの平成29年1月1日から適用となります。

②「対処方針の検討」

マイナンバーを入手する時には身元確認が必要ですが、これは外部者を対象とする場合であって、従業員についてはそこまで要求されません。

③「対象者への周知」

マイナンバー制度を知らない方が多いため、10月に個人番号が送られてくることから説明して下さい。マイナンバーを会社に連絡しなければ大変なことになると厳しめに伝えた方がいいかもしれません。

④「システム変更他」

マイナンバーに対応するよう会計・給与計算ソフトをバージョンアップしなければいけません。

導入間近になると、実は年末調整の時期と重なり多忙を極めますので、早めの対策が必要です。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>